政令第

号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内 閣 は、 特定 商 取 引に関する法律 昭昭 和 五. + 年 法律第五十七号)第五十八条の四、 第五十八条の十七第

二項 第二号、 第六 + 匹 条第 項、 第六十六条第 項 反 び 第二項、 第六十八条並 ゴびに第一 六 十九 条第二 項 及 び 第

三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令 (昭和五十一年政令第二百九十五号)の一 部を次のように改正する。

第六条中 「この条」の下に 「及び第十六条の三第四号」 を加える。

第十六条の二第三号中 「当該商 品 の 下 に 「若しくは物品 を加え、 同条を第十六条の四とし、 第十六条

の次に次の二条を加える。

(法第五十八条の四の政令で定める物品)

第十六条の二 法第五· 十八条 \mathcal{O} 兀 の政令で定める物品は、 次に掲げる物品とする。

一 自動車(二輪のものを除く。)

二 家庭用電気機械器具(携行が容易なものを除く。)

三家具

四書籍

五 有価証券

六 V コ ・ドプ レ] T 用 レ コ] F · 及び 磁気的方法 又は光学的方法により音、 影像又はプロ グラ Ĺ を記 録

した物

(適用除外される訪問購入の取引の態様)

第十六条 の三 法第五 十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、 次のいずれかに該当する取

引の態様とする。

現 (C 店 舗 に お 7 て購 入を行 つて **,** \ る購 入業者 (次号及び第三号にお いて 「店舗 購 入業者」

が 定 期 的 に 住 居を 巡 口 訪 問 Ļ 物 묘 \mathcal{O} 売買契約 \mathcal{O} 申 込 み又は売買契約 の締: 結 の勧 誘を行わず、 単にその

申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う購入

店 舗 購入業者が 顧客 (当該: 訪 問 \mathcal{O} 日 前 年 蕳 に、 当該 購 入の事業に関して、 取 引 (当該取 引に つい て

法第 五. 十八条の 七 から第五 十八条の 九まで、 第五· 十八条の十一 若しくは第五 十八条の十一 の二の規定に

を除 違反する行為又は は第五 \mathcal{O} 十八条の十 あ つ 法第五 た者に限 . О 規定に違反する行為又は法第五 十八条の十二第一号に掲げる行為 る。) に 対 してその住居を訪 問 十八条の十二第二号に掲げる行為が がなかか して行う購入 つたも の に 限り、 法第 五. 十八 あ 条 条 0 た の六若 ŧ \mathcal{O}

三 店 舗 購 入業 者 以 外 \mathcal{O} 購 入 業 者 が 継 続 的 取 引 関 係 に あ る 顧 客 (当 該 訪 問 \mathcal{O} 日 前 年 間 に、 当該 購 入 \mathcal{O} 事

業 に 関 二以 上 \mathcal{O} 訪 問 に 0 き 取 引 **当** 該 取 引 に 0 1 7 法 第 五. + 八 条 \mathcal{O} 七 か 5 第 五. +八 条 \mathcal{O} 九 ま で、

第五 十八条の十一 若しくは第五 十八条の十一の二の 規定に違反する行為又は法第五 十八条 の十二第一号

に 撂 げ る行為が なか つたものに限 り、 法第一 五. 十八条の六若しくは第五 一十八条 の 十 の規定に違 反する行為

又 は 法 第五 十八 条の 十二第二号に掲げ ,る行: 為 が あ 0 たも 0) を除 < \mathcal{O} あ 0 た者 に 限る。 に 対 してそ

の住居を訪問して行う購入

兀 通 常 売 買 契 約 \mathcal{O} 相 手 方 が 物品 を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定め る場合

に お 1 て、 その 売 買契: 約 0) 相 手 方が 購入業者の営業所等以外の場 所における取引を誘引することに

行われる購入

第十 七 条第一 項中 「又は業務提供 誘引販売業を行う者」 を 業務提供誘 引販売業を行う者又は 購 入業者

」に改め、同項の表に次のように加える。

業務を提供する契約の内容及びその履行に関する事	に係る業務の提供を行	二の表中	第十七条の二の
その者が締結する当該業務提供誘引販売取引に係る	業務提供誘引販売取引	_	
		7	
渡しに関する事項	品の第三者への引渡		
訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物	五 当該購入業者が対		
た訪問購入に係る売買契約の解除に関する事項	購入業者が締結した		
受けた訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は当該	四 当該購入業者がる		
	関する事項		
締結する訪問購入に係る売買契約の内容及びその履行に	三 当該購入業者がな		
契約の締結に関する事項	者が行う当該売買契約		
受ける訪問購入に係る売買契約の申込み又は当該購入業	二 当該購入業者が平		
	る事項		
当該購入業者が訪問購入に係る売買契約の締結について行う勧誘に関す	一 当該購入業者が計		購入業者

う 者

項

める。

第十 九条第 項 中 「及び第五十七条」を 第五十七条、 第五十八条の十二及び第五 十八条の十三」 に、

又は 業 務 提 供 誘 引 販 売業を行う者」 を 業務 提 供 誘 引 販 売業を行う者又は 購 入業者」 に改 め、 同 項 ただ

L 書 中 若 Š は 業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引 を 業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引 若 しく は 訪 問 購 入 K 係 る 取 引 に 改

め、 同 条 第 兀 項 中 及 び 業 務 提 供 誘 引 販売 取 \neg 引 を 業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引 及 U 訪 間 購 入 に 係 る 取 同 引 条第 12

七 項中 又 は業務 「第五 十七七 提供 条」 誘 引 \mathcal{O} 販売業を行う者」 下に 第 五 十八条の十二、 を 業務 提供 第五十八条の十三」 誘 引 販売業を行う者又 を加える。 は 購入業者」 に 改 め、

第二十条第一項に次の一号を加える。

兀 法 第 五. + 八 条 \bigcirc +-; 第 五. + 八条 \mathcal{O} 十三、 第六 十条及び第六 十六条第 項 カン ら第 項 ま で \mathcal{O} 規 定 に ょ

る 権 限 で 訪 間 購 入に係 る 取 引 に 関 する Ł 0) 当 該 購 入業者 が その業務を行う 区域、 を管轄で す る 財 務 局 長 又

は財務支局長

第二十 条第二 項 第 号中 「第 五十七 之 条 」 の 下 に 第五 十八 条の十二、 第五 十八条の十三」 を加え、 又

は 業務 提 供 誘 引 販 売 取 引に」 を 業 務提 供 誘 引 販 売取 引又 は 訪 間 購 入に 係る取引に」 に、 「又は業務 提 供

誘引販売業を行う者」を「、 業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改める。

附則

この政令は、 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第五十九号) の施行の日

(平成二十五年二月二十一日)から施行する。

理由

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、 訪問購入に係る売買契約の相手方の利益を

損なうおそれがない と認めら れる物は 品等を定める等の必要が あるからである。